

平成29年 2月28日

舞鶴市議会
議長 上野 修身 様

舞鶴市議会新政クラブ議員団
幹事長 岸田 圭一郎

会 派 視 察 報 告

この度、会派視察を下記の要領で実施しましたので、報告いたします。

記

1. 参加者氏名

岸田圭一郎（幹事長）、 鯛 慶一（幹事）、 眞下 隆史（幹事）
上野 修身（議長）、 和佐谷 寛、 福村 暉史、 水嶋 一明、 今西 克己、
以上8名

2. 視察期間

平成29年 2月13日（月） ～ 平成29年 2月15日（水）

3. 調査先及び視察項目

- 13日 福山市ゴミ固形燃料工場（一般ゴミの処理事業について）
- 14日 浜松市（理念条例の策定について）
- 15日 岐阜県庁（福祉のまちづくり条例について）

4. 経費

489,886円

5. 視察の概要

（1）福山市ゴミ固形燃料工場における一般ゴミの処理事業について

1) 福山市のごみ処理対策の取り組み

- ・福山市の現状 2015年は、153,947tの排出量
家庭用ゴミと事業用ゴミの比率は70：30
一人一日あたりの排出量は、896g（国947g、県876g）

2) リサイクル事業転換への背景・経緯

- ・紙ごみの拠点回収を実施しているが、平成27年度はエコショップ協議会で144t環境部の各施設等で、1,328tの実績があった。
- ・平成元年に資源回収推進団体補助金制度を設け、団体等による資源回収を推進しているが、交付団体は増加しているものの、回収率は下がっているのが現状である。

3) 県及び隣接自治体との関わり

- ・各市町村では廃止が進められている生ゴミ処理器設置補助金制度を平成3年に設け、現在も継続しており、ゴミの有料化は行っていない。

4) R D F 工場の現状

- ・ごみ排出量153,700tのうち134,800t、87%が燃やせるゴミであり、そのうち67%をゴミ固形燃料にしている。
- ・R D F 燃料は、直径15mmで長さ50mm、水分10%以下とし、1個10g、約30分で固形化し40分かけて冷却処理している。
- ・その他、詳細については、資料24ページ～27ページに掲載

5) 発電事業の現状

- ・ダイオキシン発生においては、発生した燃焼ガスを縦型円筒式の焼却炉を設置し、天然ガスにて800度以上にして処理している。

6) 課題等

- ・R D F 単独燃焼では焼却灰ができるため、福山市では焼却灰をも減量するため、コークスを使用している。埋立地のあるところはガス炉が必要ではないし、コークスも必要ない。
- ・R D F 単独燃料にした場合は燃焼温度が800度にならないので、排出ガスには二次燃焼を行ってダイオキシン対策をする必要がある。
- ・ランニングコストの観点から、通常焼却なら処理費用が12,000円から13,000円で、R D F なら20,000円となることから、乾燥・運搬を考えるとコストが高くなる。
- ・発電所16億円の出資で参画市には出資の1割を戻すこととしているが、意思決定が少し遅れている。十数年前までは集中処理は実施しているところはなく、現在、福山市ではメリットはあったと認識しているが、広域処理であるため、かじ取りが難しい。

7) 所見

- ・舞鶴市においては、ゴミ処理施設の老朽化による施設の更新や新しい最終処分場の確保が必要である観点から、施設の更新時にゴミの燃料化への移行を見据えてはどうかと考えるが、今回の視察を実施することで、舞鶴市単独での実施は、新システムを備えた施設の完成までにも相当の年数がかかることや、R D F に向けての焼却・乾燥・運搬などコストのことを考えても難しいと考える。

(2) 浜松市における理念条例の策定について

1) 条例の概要

- ・平成15年に5項目を選定し市民のマナー意識の向上を目的とした「浜松市快適で良好な生活を確保する条例（通称：市民マナー条例）」を制定しているが、罰則規定はない。ただし、改善命令に従わない場合は、氏名等を公表する場合がある。

2) 条例制定に至るまでの背景・経緯

- ・平成7年・9年・14年と市民からの苦情を受けて市議会で質問があった。
- ・迷惑行為の要因は、社会人としてのモラルの低下として考えられる。
- ・制定に向け全4回の市民懇話会、パブリックコメント、タウンミーティングを実施

3) マナー条例内容の選定基準

- ・第1回の市民懇話会で、迷惑行為と思われる34項目を列挙し検討、第2回目で6項目（1空き缶・吸い殻のポイ捨て、2落書き、3飼い犬・猫のふん放置、4身体障害者用駐車場の不適切利用、5騒音、6自転車の放置、危険走行）に絞り込み、第3回目で騒音、自転車問題を削除、第4回目で歩行中の喫煙を吸い殻の項目から切り離し、最終的に5項目に決定。

4) 民間事業への関わり

- ・条例の認知度は、過去10年間は60%前後を推移し、歩行喫煙している方の比率は0.17%の調査結果があり、身体障害者用駐車場の適正利用に係る苦情は年数件ある
- ・駅構内等へのポスター掲示や路面告知シート・啓発看板の設置、啓発品の配布を実施

5) 条例制定後の変化や今後の課題

- ・条例制定後は、ポイ捨て・吸い殻ゴミは7割減、歩行中の喫煙率は6割減で減少傾向
- ・約6割の市民が条例を認知しているが、啓発活動は今後も必要であり、そのための予算確保も必要
- ・社会情勢やマナーに対する意識変化がある中で見直す時期にも来ており、東京オリンピックに向けた「受動喫煙防止対策」が進む中、エリアの設定や罰則等を検討する必要性がある。

6) 所見

- ・浜松市では、条例制定の発端となったのは、空き缶のポイ捨ての減少を目的としたものであり急ぎ取り組まれたが、パブリックコメント等を実施する中で、たばこの吸える場所の設定や罰則を作るべきとの意見を踏まえて調整には時間がかかった。しかし、ここまで緩い条例としては浜松市のみであるが、たばこに関しては受動喫煙の関係もあり、今後厳しく対応する必要があるとのことから、舞鶴市では、身体障害者用駐車場の適正利用を発端にマナー条例の制定を考えている中で項目の選定、市民へのパブリックコメントの実施など、しっかりと時間をかけて選定に向け行動する必要があると考える

(3) 岐阜県における福祉のまちづくり条例について

1) 条例の概要

- ・高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人が住み慣れた地域社会で、自由に行動でき、安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進するため制定。

2) 条例制定に至るまでの背景・経緯

- ・平成7年度に岐阜県福祉のまちづくり指針の策定したのをはじめ、8年度にはアンケート調査を実施、10年4月に条例を施行、現在までにバリアフリー新法制定に伴う一部改正を行っている

3) 各市町村との連携・役割分担

- ・県の責務として、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を制定し、その実施に努めることとし、市町村に対しては、まちづくりに関する施策の制定を支援するよう努め、密接な連携を図るように定めている

4) 民間事業への関わり

- ・施策等は、各市町村で実施することから、県から積極的に働きかけることはないが、市町村が実施する施策に対しては、協力するよう定めている。

5) 条例制定後の変化や今後の課題

- ・施策については、各市町村が実情に合った施策を展開することであり、それを実行するにあたっての周知啓発の方法や活用促進に対してのアドバイスなどを実施していく。

6) 所見

- ・マナー条例を制定するにあたって、府に対して関連条例や予算補助等のアドバイスを求めながら、市としっかりと情報を共有しながら、取り組む必要があると考える